

	教育基本法	社会教育法	かながわ教育ビジョン	児童福祉法
目的・基本理念	<p>(生涯学習の理念) 第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。</p>	<p>(目的) 第一条 この法律は、教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。</p>	<p>(基本理念) 未来を拓ひらく・創る・生きる 人間力あふれる かながわの人づくり</p>	<p>第1章 総則 第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。 第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。 2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。 3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。 第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。</p>
県の責務	<p>(家庭教育) 第十条 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>Cf) 旧教育基本法 第七条 (社会教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。</p>	<p>(国及び地方公共団体の任務) 第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。 2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。 3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、<u>学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。</u></p>	<p>重点的な取組IV子育て・家庭教育への支援 ○ 子育て・家庭教育への理解と環境づくり 次代を担う子どもたちの豊かな成長のため、子育て・家庭教育の大切さをすべての県民が共有し、協力する機運を醸成することが必要です。 そのため、企業の理解と協力を得て、家族で一緒に過ごす時間の確保や子育て・家庭教育の充実、高校生等への就学支援の充実を図るなど、安心して子育てができる環境づくりを進めます。 また、相手を思いやる気持ちを育み、家族のコミュニケーションが深まるよう、「ファミリー・コミュニケーション運動」を一層推進します。</p>	<p>【再掲】 第1章 総則 第二条 3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う</p> <p>第一節 国及び地方公共団体の責務 第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。(以下略) 第三条の三 2 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、(中略)その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。</p>
県の役割		<p>(市町村の教育委員会の事務) 第五条 市町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。</p> <p>(都道府県の教育委員会の事務) 第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務を行うほか、次の事務を行う 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。</p>		<p>第4節 実施機関 第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。 一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。(以下略)</p>
保護者の責務	<p>(家庭教育) 第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する</p>			<p>【再掲】 第1章 総則 第二条 2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。</p>
保護者の役割	<p>(家庭教育) 第十条 (父母その他の保護者は、) 生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする</p>			

	子ども・子育て支援法	神奈川県子ども・子育て支援推進条例	かながわ子どもみらいプラン
目的・基本理念	<p>(目的) 第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念) 第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。</p> <p>2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。</p> <p>3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、子ども・子育て支援について、基本理念を定め、並びに県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民の責務を明らかにするとともに、子ども・子育て支援を推進するための基本となる事項を定めることにより、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもが健やかに生まれ、かつ、育つことができ、及び県民が安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備を図り、もって県民生活の向上及び地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念) 第3条 子ども・子育て支援は、子どもの国籍、性別、障害の有無等を問わず、その人権を尊重するとともに、子どもが権利の主体として、自他を敬愛し、個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、自主及び自立の精神を養い、並びに学習、体験等を通じて人格を形成することを旨として推進されなければならない。</p> <p>2 子ども・子育て支援は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観を尊重して推進されなければならない。</p> <p>3 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、家庭その他の場における生活を尊重して推進されなければならない。</p> <p>4 子ども・子育て支援は、次代の社会を担う子どもを生み、育てることに真に誇りと喜びを感じることができる社会の実現が重要な意義を有することにかんがみ、県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。</p>	<p>(基本理念) ・すべての子どもが、自らそれぞれの個性や能力を伸ばして健やかに成長できる社会の実現をめざします。 ・すべての保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現をめざします。</p>
県の責務	<p>(市町村等の責務) 第三条 市町村は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。</p> <p>二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。</p> <p>三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。</p> <p>2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。</p>	<p>(県の責務) 第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、子ども・子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、市町村が行う子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し、必要な支援及び広域的な見地からの調整を行うよう努めるものとする。</p> <p>3 県は、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民の自主的かつ積極的な子ども・子育て支援を推進するため、情報の提供、啓発活動その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>	<p>I「子どもが生きる力」を伸ばすために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生きる力」を育む教育の充実 ・子どもの育ちと学びに対する支援 ・若者の自立支援 <p>II「保護者等が育てる力」を強化するために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の教育・保育等の提供体制の充実 ・特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援 ・地域における子育て力の向上 ・子どもや親の健康の増進 ・子育てしやすく、安全・安心な環境づくりの推進 <p>III「社会全体が支える力」を大きくするために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進 ・社会全体により子ども・子育て支援のための基盤づくり ・ワーク・ライフ・バランスの推進
県の役割		<p>第8条 (推進体制の整備) 第9条 (生命の尊厳等についての教育の充実) 第10条 (子どもの安全な生活等の確保のための支援) 第11条 (子どもの人権侵害に対する措置) 第12条 (養護を必要とする子どもの福祉の充実等) 第13条 (子育て家庭に対する支援) 第14条 (職業生活と家庭生活の両立のための措置) 第18条 (子ども・子育て支援を行っている事業者への配慮) 第19条 (事業者及び子ども・子育て支援機関等に対する支援)</p> <p>※項目数が多いので条文は省略しています</p>	
保護者の責務	<p>【再掲】 (基本理念) 第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識 (以下略)</p>	<p>【再掲】 (基本理念) 第3条 3 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識 (以下略)</p>	
保護者の役割			